○上尾伊奈資源循環組合公務災害見舞金支給条例

令和５年４月１日条例第１３号

上尾伊奈資源循環組合公務災害見舞金支給条例

（目的）

第１条　この条例は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、職員又はその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1)　地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第１項に規定する職員

(2)　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受ける者

(3)　上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１４号）第２条に規定する職員

２　この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

(1)　住居と勤務場所との間の往復

(2)　一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3)　第１号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

３　職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（見舞金の種類）

第３条　見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　死亡見舞金

(2)　障害見舞金

（死亡見舞金）

第４条　死亡見舞金は、職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

２　死亡見舞金の額は、１，０００万円とする。

３　死亡見舞金の支給を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。

４　死亡見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

５　死亡見舞金を受ける権利を有する者が２人以上あるときは、当該権利を有する者の１人が支給を受ける死亡見舞金の額は、第２項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

（障害見舞金）

第５条　障害見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき別表に定める程度の障害が存する場合に当該職員に支給する。

２　障害見舞金の額は、別表の左欄に定める障害等級の区分に応じ同表の右欄に定める額とする。

（認定）

第６条　公務上の死亡又は通勤による死亡の認定及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による障害の程度の認定は、第２条第１項各号に掲げる法律又は条例の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。

（見舞金の支給制限）

第７条　見舞金の支給制限については、地方公務員災害補償法第３０条及び第３９条の規定を準用する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、

規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

障害等級	支給額
第１級	１０，０００，０００円
第２級	８，８００，０００円
第３級	７，８００，０００円
第４級	６，８００，０００円
第５級	５，９００，０００円
第６級	５，０００，０００円
第７級	４，１００，０００円
第８級	３，３００，０００円
第９級	２，６００，０００円
第１０級	２，０００，０００円
第１１級	１，５００，０００円
第１２級	１，０００，０００円
第１３級	６５０，０００円
第１４級	３５０，０００円

備考　この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第２９条第２項に規定するところによる。